

令和6年6月25日

予算決算委員長  
紫 垣 正 仁 様

予算決算委員会委員 小佐井賀瑞宜  
平江 透  
山内 勝志  
浜田 大介

議第137号「令和6年度熊本市一般会計補正予算」に対する附帯  
決議案

上記の附帯決議案を別紙のとおり提出いたします。

議第137号「令和6年度熊本市一般会計補正予算」に対する  
附帯決議

令和6年度熊本市一般会計補正予算中、公共交通キャッシュレス決済環境構築費助成事業については、システム更新後に全国交通系ICカードが利用できなくなることによって、市民の利便性のみならず、国内からの観光及びビジネスでの来熊者も多いことから本市に対する都市ブランドにも影響を及ぼすことが懸念される。

しかし、民間交通事業者のシステム更新の時期が令和7年3月であり喫緊の対応が求められるため、今定例会においては予算案どおり提案内容を認め、同提案に基づくバス事業者によるシステム更新への支援に向けた予算の執行を認めることとする。

但し、本件は、地域公共交通の将来像に関与する案件でもあり、執行部に対し、以下の次項に特段の留意を求めることとする。

記

1. 国に対して現在、補助対象の適用外となっているシステム更新費用についても、現行システムに加え、新たに導入するキャッシュレス決済の将来的なシステム更新の必要性を踏まえ、同様の問題を抱える全国の自治体とも連携し、補助制度の対象とするよう、引き続き要望を行うこと。
2. 全国交通系ICカード決済システムの導入及び更新経費について、システム開発事業者に対して、サービス使用料等、所要の経費の引き下げに向けた協議を要請すること。
3. 多様な決済システムを構築するとともに、その周知を徹底することにより、利用者の利便性が高まるよう、本予算の助成対象となるバス事業者との協議を深めること。
4. 今後、バスから一年遅れで予定されている熊本市電のキャッシュレス決済システムにおいては、地域公共交通の在り方との整合を図り、様々な面から検証を進めるとともに、新たなシステム構築については、慎重かつ丁寧に検討を行うこと。